中 ソ 対 立 0 背 景 ٢ 真 相 (1)

中ソ同盟 の真実と中ツの軍事 ·防衛抗争

和 29 + 七 年 Ξ

昭

月

突 要 ح 7 とに 因 い 今 る 日、 と進んできた今日 L 0 よ るって、 7 4 中 大きく ソ ならず、 関係 _ 作 は 重 用 流 た 0 の中 2 振 L 動 する に中 7 幅 ソ を 11 関係 七~八〇 ソ \$ る。 面 2 7 から L 社 双方 〇年代 たえず 会 カン 主 も、 0 義 問 玉 国 大国 中 際 題 内 ソ を提 政治過 間 政 論 争 治 0 恒常的 示する 0 カン 方 程 5 中 向 (= 完全 ので を決 ソ な緊張要因 对 にビ 定づ あ 立 1) ル 1+ 25 ر کر ک 1 とし る . 玉 際関 て存続 (= 1 (= \$ ン は 3 中 中 係 ソ しつ れ 0 ソ 力 関 7 重 づ 学 係 1 事 的 け る 0 衝

2 お 中 1) ソ そ 関 n 今後の だけ ま 係 た 史 隠 0 (= 国際政治の方 3 表 n 中 面 7 ソ (= ゆ 関 あ 5 < 係 7. 0 わ 向 あ れ 歴史と将来に を展望し、 た ろうと見 既 成 事 な 実 以 それにたいする 1+ カン 外 6 n ば (= しては、 15 らず、 未公開 双方の公開 7 わが 0 n 重 国の 6 大 0 な 論争や 対応を考えるうえでも、 間 諸 題 事 0 実 核 から 玉 1C 数 際 多 を 政 追 < 治 隠 求 な され す 1 る L 7 は

特

殊

15

重

要

性

から

存

在

す

る。

きわ 追求するような中ソ関係の深刻な断面にいちはやく気づき、 めて 重 |要な意味をもつであろう。 現に、 わが国を含む外部世界が、 それを十分に認識 本稿でその一部を して 対 応

わ れ われ は、 右のような問 題意識に立って、 これまでの中ソ関係と将来の中ソ関係を展

国際関係の現実はまた違った推移を遂げたかもしれないのである。

ていたなら、

望したうえで十分に追求すべき中ソ関係の重要な諸側面につき、評価と推測を試みよりとするも 作 のであるが、 業 は カゝ な ŋ 問題がきわめて複雑であり、 ́の 困 難を伴うものでもあるので、今後とも継続的な研究をおこなわなければ 中ソ関係の重大な諸側面のうち、 いまだ材料に欠ける点もあるなど、 このような

I 中 ソ 同盟の真実と中ソの軍事 防衛抗 争

ならないと考えている。

本研究全体は、

II朝 鮮戦 争を めぐる中 · ソ 間 の 秘 めら れ た対 立

 ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$ 東北区 (旧満州)をめぐる中ソ間の角逐 高崗 事件との 関連

IV 玉 境紛争 から中ソ国境会談への進展と中国政治の変容

に基 面こそ、 のであるだけに、 の五項目について文化大革命の過程で入手し得た未公開資料など入手し得るかぎりの資料 づかい 中ソ関係の根本的な核心に た研究をおこなう予定である。いずれの項目も、 部分的には大胆な推測を交えねばならない場合もあるが、 触れ るものであることは疑 きわめて刺戟 いない。 本稿 的 な内容に豊むも は、 これらの諸断 その第

章として「中ソ同盟の真実と中ソの軍事・

防衛抗争」につき考察したものである。

五、中国の新たな暴露の意味	四、フルシチョフの対中軍事要求	三、スターリン時代の中ソ関係とスターリン死後の調整	二、中ソ友好同盟相互援助条約の真実	一、中ソ新軍事協定の破棄と台湾海峡の危機1
3 3	2 5	1 5	8	1

中 ソ同 盟 の 真 実と中ソの 軍事: 防 衛 抗 争

中ソ新軍事協定の破棄と台湾海峡の危機

まで う。 は い 争 だが、 中ソ い 歴史的過程としてさえ見なさなければならなくなった背景を探るには、 が 九五六年二月のソ連共産党第二〇回大会に発端したとされている中ソの 今日 たったもっとも直接的な原因は、 両 中 共 の 産党 ソ ような国 の 1 の 歴史的 デ オロ 家 的 ギー か 対立にま カュ 論争 わりあ で発展 がさらに発展 い のな 第 ーに、 Ļ かに し して 様 一九五九年の中 カュ も中 々な要因を見出さね 国家 ソ 的利 対 立 害 の ·ソ 新 過 のぬきさしなら 程 軍 を ばな 事 ٧١ 協 ま らな 中 イデ \$ 定(「国 ソ 現 オロ χQ い 両 代 衝 であろ 玉 史 防 ギ 突 な の の (= い 新

し

L

論

新

L

6

技術にかんする中ソの軍

事協

定

破棄に

か か

わるもの

であったことを、

今日では

協定の中身であった、中国への原爆サンプル・生産技術資料の提供をソ 結 もは され や疑う人は少ないであろう。周知のように、 たこと、 および、 九五九年六月二〇日にソ連が一方的にこの協定を破棄 この協定が一九五七年一〇月一五日に締 連が拒否 Ų したこと こ の

(= たのであった(一九六三年八月一五日付 つい ては、 中ソ公開論争の過程で一九六三年八月一五日に中国側がこれを初めて公表 一中国 |政府 ス ポ Ī クス マ ン の 声 *,* 明 1 ソ 連 政府 の

八月三日の声明を評す ソ連がすでに水爆を保有して社会主義諸国を核攻撃から防衛 ― 」)。そして、翌八月一六日の『プラウダ』は、こうし して ٧ì る

会主 以 側 上、 の 義 暴 諸 中国の原爆は不必要であると述べ、次いで八月二一 露 にた 国 の ٧١ 防衛上の Ļ 機密にかんする秘密文書を一方的に公表したことを激 日 付 ソ 連政府 声明 は、 しく非難 中 国 が 社

(= 協 定破 棄 とい うソ 連政府の措置は核拡散防止のために当然の正しい措置であった、

と開 きな おっ たの である。

今日で は、 すでによく知 られているこのときの一連の 「対決」には、 さらに隠された部

た中国

分 中 産 党 が ソ 指導 関 あっ 係 者 を今日のような対立へと導 たことが 1 とくに毛沢東 やが , て明 6 かにな l に及ぼ α るのだが、 ٧١ た導火線なのであり、 した衝撃 こ の と怒りがきわめて大きかったことこそ、 中 Ċ 新 軍 事協定 そこには中国 の破 棄が 当 側 時 としてのそ の 中 国共

そ を (= 自 化 み のような評価に立って、 的 る ここでその点を簡単 とい く強 Ι たの 6 力 С 中 関 化 う悲願が近く達成されるであろうという展望を背景として、 で 国 係 В あった。そして、 代 し (= M 表 たという自信に支えられた毛沢東は、 お 団 人工衛 け 長と る社 して 星の にふりかえるなら、 会主 打ち上げ成功という一 国内的には五七年後半からの反 の 義 ソ りこみ、 陣 連 営 からの原爆サンプル の 圧 同時にこの 倒 的 優位 毛沢東をはじめとする中国の指導者は、 (= よる 九五七年後半 ときの 五七年秋、 . 技 「新 対 世紀」 ソ交 術資料の 右派闘争により自己の -の 新 社会主 涉 の で 中 到 Ū 提供によって 当 時 義 来 ソ ŀ١ とし 新 諸 情勢を の毛沢 玉 軍 事 モ て 協 ス 評 も 中国 東 ク 指 っ 定 価 ソ ぱ は の ワ 導 し モス 連に 核 権 ら軍 締 会 た。 武 結 議 を

ょ

れ

な

ŋ

ر ص

理

由

が

あ

っ

たことも

6

うま

で

も

な

い。

事

装

クワで有 名な 「東風 が 西 風 を圧倒する」 という演説をおこなっ たのであった。 し か

翌 燃 3 構 の 想が ø 世 五 「東 たであろう。 九年六月、 、全面的に崩壊せざるを得なくなったことは、 風圧倒西風」 やがて一 ソ 連 以後、 九六四年一〇月、 のス が 中 中国は、「自力更生」を叫び、 口 ソ新軍事協定を一方的に破棄したことにより中国 ーガンが社会主義兄弟諸国代表に受けいられな フル シ チ 3 フ 解任の報に接するや勝 毛沢 東ら中国 自力による核開発に猛烈な執念を]の指 導者を心 利の凱 の当 かっ 歌 底 時 たば め ح カュ しての 核 かりか、 6 憤慨 戦 略

第 回中 ·国核爆発をおこなったのであり、 このような象徴的なプロセスはわれわれ の記憶

にも新しいことである。

重要 な 事実が なお存 こうし たー 在してい 連 の プロ るのではない セ ス には、 か、 中 とい ソ 新 う推測が国 軍 事 協定 の破棄問 際的にも、 題 以 また 外 (= ₽, わが国でも 様 Ą な

れ たの は、 ソ ・連が一 九五八年段階で中国をソ連の核の傘の下に導きいれようとしたのでは

部

の

専

菛

研

究

者

の

あ

ら

だ

で

はお

こな

われ

てい

た。

そうし

た推

測

のうちもっとも多く語ら

中 産 な 党 6 玉 ソ か の 連 政 とい 指導 共 府 産 の うものであり、 部 党 正 は 指 当 軍 導 な 事 船 断 面 لح 固 か わ た その ら n る 中 推測 ゎ 拒 玉 れ 絶 の根拠 を の κ 押 食 あ え 5 っ は、 į 違 たし う 5 中 لح 国 0 す 側が 由 る 人 来 のちに、 道 لح 民 理 発 日 の 展 報 な _ _ 5 要 と述べてい 九五八年 九 求 六三年 を 出 に し 九 た た ことに 月 ソ 連共 六 が B

逐 とそ また、 れ を このような推測と関連して、 めぐ る 軍 事 問 題を 語る意見もあっ 九五八年夏 た。 の台湾海峡 の 危機にかんする中ソ の 角

あ

っ

た。

てい 不 フス 食違 満 丰 る。 の を い 残 - [が 辺 す 玉 の し 中 防 で 事 たことは 東 相 に示唆 危 実関係を若干整理しておくと、 機 ととも 似は結 いうまでもな されたが、 局、 に急遽中国 国 連 で 中東 の収 を訪問し、 い。 危 拾案 そうしたとき、 機さな によ 八月三日まで毛沢東以下中国 カュ 五八年夏、 って の七月三一日、 回 中国 避されたが、このこと自身、 当 時 側は八月二三日、激化し の中東危機を フル シチ 3 側首 フ首 めぐって 脳と 相 は 会談 中 つつあ 中 マ 国 リノ ソの の し

つ た台湾海峡の情勢を迎えて金門島の国府軍陣地 に激烈な砲撃を開始し、 きわめて挑発的

戦 闘 的な姿勢に 出たのである。 ところが、 こ の 金門島砲撃はソ連との協議な しに 中国 の

单 の 独行 意図が 動としておこなわれたものであり、 あるの かを試すものでもあったことがのちに明らかになった(詳しくは後述)。

中国

側としては、

ソ

連が

どの

程

度

ま

で中

国

防

そ して、 したのである。因みに、中ソ友好同盟相互援助条約(一 ソ 連 もまた、 中国 のこのときの行動を中ソ友好 同盟 九五〇年締結) 相互援助条約 違反 第四 の 条に 行 動だと は、

非

難

利 害に関するすべて 両 締 約 国 は、 平 和 の重要な国際問題については、 の 強 化 および全般的安全のために、 相互に協議する」と書かれてい ソビエト 連邦 کر 中国 との共通の ること

を想起すべきであろう。

同盟関係」 力 はまもなく中国本土攻撃を含む米軍 中 国 の 金門島 をテストしたのである。 砲撃により、 ますます緊張の度を高 そうしたなかで、 の出動を示唆 めた台湾海峡の危機にたい Ļ フル ア メリ シチョフはようやく、二度にわ カ とし て も 中ソ間 の 「友好 アメリ

棄 の 攻 たる メ 擊 が、 IJ 態 度に はソ 対米書簡(一 力 このときの結果を大きな原因としていることは疑えない。 側 不満であったことはやがて争えない事実となった。 に示 連 にたいする攻撃と見なす」と警告し、 しは したが、 九五八年 ソ 九月七日付 連 が 中国 の および九月一九日付)によって、 このときの政 中ソ友好同盟相互援助条約 策に大きな疑義を 翌五九年の中ソ こ の 間 もち、 の 「中国に 事 の有 情 新 中国 (= 軍 たい つ 事 効 性をア ٧١ 協 も する ての 定破 ソ 連

うな は ち ま (= ·情勢· っ 中 たくなく、 围 を 側 知 が、 ったのち、 ソ 連 当 時、 の核兵器で中国を支援する必要はなかった。 台湾海 Þ っと中国を支持すると表 峡 の 情勢: は緊 張 して 明 い し た け たので れども、 あっ たし ソ 連 核 戦 争 指導者は、 が 九六三年 お ح る ے ح 可 のよ 能 九月 性

きの中ソ関係の実態をありありと説明している。

日

付

中

国

政

府

スポー

クス

マン

声明

 $\overline{}$

と衝

擊

的な告白をおこなったが、

この声明はこのと

中ソ友好同盟相互援助条約の真実

ところで、このようなかたちで一応はその有効性が誇示されたかに思われた中ソ友好同

なけ ń ば ならない。

互援助条約は、

盟相

互

援助

条約につ

いて

は、

最近明ら

かにされ

た事

実に基づきここで是非とも説

明

を

加え

周 知 のように、 中華人民共和国 成立 直後 の一九五〇年二月に締結された中ソ友好同盟 相

ソ 両 玉 の 社会主義的団結 と兄弟的有誼の シンボルとみなされてきたものであり、 中 ソの 同

日本帝国主義復活と日本による再侵略の防止を共通前提として結

盟 関 係 の 基 礎であるとされてきたものである。そして、 同条 約 第 一条の 一締 約国 の 一方が

方 与える」という表現こそ、中ソ両国が日本およびその同盟国たるア 日 本国 の 締 またはこれと同盟している他の国から攻撃を受け、 約 国 は、 直ちに執ることができるすべての手段をもって、 戦争状態に陥った場合には、 軍事 的および他 カを仮想敵国とし の援 助 他

メリ

ば

れ

中

上述の でもあった。 てすでに した毛沢東とスターリンとのあいだに大きな不一致があり、 ついては先に見たとおりである。 たものだとして、 一九五八年の「実験」によっても、 難 航 もとより、 して 戦後のサンフラ いたという見方も、 この条約の有効性は今日ではますます危うくなっており、すでに そして、そもそも、 ン シスコ体制 最近ではでてきていた。 中 ソ の不信感を確認させるば ・日米安保体制を論理的 この条約締結時 中ソ交渉はその出発点 たとえば、 ٦ かりであったことに に支えてきたもの 当時 初 めて訪ソ (= おい

ソールズベリーは、 渉するというのはどういうことであろうか。いうまでもなく、 論争、 当時の中ソ交渉をふりかえって、「条約や協定の作成に、二カ月も交 方的主張、 それへの反揆があったに違い ないし 激しい駆け引き、 (Harrison 意見の不 田

推 Salisbury, War 測 て いる。 では、 Between こ の 点は実際、 Russia どうであったのであろうか。 and China, 1969. 邦訳『 文化 大革命の 中ソ戦争 過程 <u>ا</u> ک で入

手し得た<内部文件・注意保存>と書かれている重要な未公開文献によると、この点につ

ハ

リソ

E

語 うし 主 い 義 ては毛沢東自身が一九六二年九月二四日の中国共産党八期十中全会の席上、 7 た な 事情はきわ い かにこのような問題が出ているが、 るのである めて早くにすでに発生したのである。 諸君 も知って いるように、 実際、 その根は遙かに遠いところにあり、 社会主義国 つまり、 家、 中国革命を許さないとい マ ル クス 次のように レ I ニン ح

うことなのだ。 あれは一 九四五年のことであったが、 スタ I IJ ン は中国 さもなければ中華民 革命を阻止しよう

とし、 命が 族 は滅亡するだろうとい 勝利 内戦 したあと、 をおこなってはならず、蔣介石と合作すべきだといって、 こんどは中国はユーゴスラビアで、 っ た。 当時、 われ われはそんなことはせず、 私が チトー (= 革命は勝 なる の で は 利 な し い かっ 革 ح

疑 っ た。 その 後、 私はモスクワへ行き、 中ソ同盟相互援助条約に調印 したけれども、 その

後 ときに ۲ 調 も <u>ー</u> 印 したのである。」(「在八届十中全会上的講話」、『毛主席対彰、 場 の 闘争 があった。 スタ I IJ ン は調 印 しようとせず、二ヵ月の 談判を経 黄、 張、 周反 最

党集団的批判へ内部文件・注意保存>』、所収)

的友誼 条約 あ この につい たことが なるものが、 毛沢東発言は、 中 ていえば、 ソ対立は、 暴露 され そもそもきわめて不安定な基盤に立っていたことが明らか てい きわめて重大な意味をもっている。 イデオ こ の 条約 るのみならず、 ロギー論争としてそれが潜在的に の締結にかんしてすでにス こ の 経 緯 カュ らみても、 ヘター まず第一に、 進行する契機 IJ 中 ン のソ 連と深刻 ソの 同盟 中ソ同盟相互援助 とな 関 にな 係 な対 っ ح た カュ 立が 兄 九 第 弟

9 し Ī て い IJ たことが 批 判 明ら をフ ル カュ になった。 シ チ 3 フの 従来、 「卑劣な政 中国共産党は、 治的陰謀である」 ソ連共産党第二〇回大会での 人民 一日報 _ 紅 旗 「ス

五六年のソ

連共産党第二〇回大会以前から、

そもそも中華人民共和国の成立当初

9 編 集部 Ī IJ ン 「スタ 批 判 I を批判する立場を公式には表 リン問題について」、『人民日報』一九六三年九月一三日)として、「ス の明し、 むしろ「スター リン擁護」 の 姿勢さえ

に強 示 Ū い不信と不満をいだいていたことが明らかになった。 てい た。 l かし、 それはあくまでも公式見解であって、 中国国内でも一八級以上の幹部 実際には毛沢東はスタ J リン

から存在

省委員会書記処の幹部以上)が閲覧 Ų 回収 される " 幹部 新聞 党内通 訊 では、

し ば し ば ス タ | リンへの不信が伝えられ、 たとえば、 スター リン非難 の書として知 られる

報 ア ン 陳 ナ 福栄 ル 「中国 1 ズ ス ŀ もう一つのドキュメント 口 ン グ 著 ス 夕 I リ ン 時代 こ が ″ 幹部 聞き手 新 · 中 聞 // ·嶋嶺 (= 抄訳(雄、 されたという情 諸君 !

九七一年七月号)を、 それは十分に裏付けるであろう。

シ ところで、 ュラ ムがさらに次のように述べているのが注目されよう 右の中ソ友好 同盟 相 互援 助 条 約 締 結 時 の 相 互不 信に ١ つ 「スタ い ては、 I リンに署名させ スチ ュ ア

時、 毛沢東はイズベスチア紙の記者からインタ ピュー された。 その記者 は彼に、 どの くら

ることが

非

常

に困

難

であったという中

ソ

同盟

相

互援

助

条

約

の交渉のた

めモ

スクワ

(=

赴

٧ì

た

れ ζì ソ 連に までで 滞在するつもりかと質問した。 ある 〃と答えた。 彼が 使 った 毛は *"* 利 益 "中国人民の利益 ″ ح い う中 国 語 は に関係ある諸 全くあい ま いで、 問題が 解決 " 物 質 3

的

な利

益ないし有利さ』を意味する言葉である。

ところが、

このソ連の新聞は毛の返事を

故意 無 め た よう 趣味だとされたのである」(スチュ にやってきたと、あけすけに言明したことだととられ、 に誤訳して、 (= し た。 モス 中国人民にとって重大である諸問題が解決されるまでである ク ワで は明ら かっ ٦ アー これ ŀ は 毛沢 R 東が シ ュ ラ 自 ムー それは許し難 矛 は 毛沢東の対ソ態度 中国 人 民 い の į 利 益 を 少なくとも <u>^</u> ま # と語 も るた 九 五 っ

八〜六二>」、『アジア・

オ

オ

I

タリー

』第三巻第三号へ一九七一

年七月>

係 ある の兄 は、 このように見てくると、 弟 カュ が 的 ソ 一同盟 想い起されよう。 友誼 との緊密な提携を軸として展開 の シ ン ボ ル として それはたとえば、 中ソ たた 友好同盟相互援助条約につい える・ 次のような評 され 次のようなものである。 た。 中 価 が、 ソ 両 て、 国 い カュ の これ 新 ر2, 空 じい Q を中ソ社会主義両国 1 関係 しく、 中 の また滑き 政 国 の対 治 的 外関 稽で 基 礎

る。

これよりまえに、

四

九年一二月二一

日の

スタ

Ī

リン首相

七〇年誕生祝賀会に

参列

する

ために、

毛沢東主席が自ら祝賀使節としてモスクワ

を訪れ、

これを機会に、

両国主脳

の会

は、

九

五〇年二月一

四日

(=

締

結

され

た中

ソ

友好

同盟

相

互

援

助

条

約

の

な

カュ

(=

規定

3

れ

て い -13-

談 リ が おこなわれた。 五〇年一月には周恩来首相もモスクワを訪れ、 二月一四日にはスター ٨.

ン、 中 事 国 実 中 初 は、 毛沢 ソ 研 හ 交涉 て 究 所 東 の 外国 九四 両主 は二月一四日の条 編 一脳者 とし 中国年鑑 九年一二月一六日、 て訪問 の立 会い <u>_</u> した毛沢 九五五年版、 のもとで中ソ友好条約 約調印まで難航に難航をつづけたがゆえに、 中国革 東 を待 って 命の勝る 岩崎 いた 書 利者として社会主義の兄としての 店 の の歴史的 は、 ス な調 9 l 印 IJ が ン の おこなわれ 冷 中途 た い で周 眼差 た 恩来 ソ 連 で あ

り、 を、 リ を l て、 ン モ は、 スク スタ そ ワ に呼 l れまで、 リン死後、一 が寄 毛沢 せ、 交涉 東 九五四年に「独立王国」をつくろうとしたとして粛清され ر ص 中 12 加 国 わらせ を 評 価 ね し 7 ば なら い た の な で かったのであったと思 は なく、 東 北 旧満 われ 州 る。 の 支 配 ス た高 9 者 ح

月、 崗 Ó 東 貿易協定にも調印し、 北 (= 執 着 Ų 高崗 を団長とする 東北地区の工業設備の復旧を援助することを、 商業代表団 とは独自の交渉をすすめ、 中 国 九四 共 産 党 九年七 中 央

とは 別 個 に約束さえしてい たのであった。 ここにも、 当時 のスタ Ī リンと毛沢東の 中国 ع

スターリン時代の中ソ関係とスターリン死 後 の 調

もとより一 九五〇年の 中ソ交渉におい て、 毛沢東の不満は、 たんに中 ソ友好 同盟相 互援

条約 と同 時に、 中国 長春鉄道、 旅順港 および大連に かんする協定」と「中 華人 民共 和国

助

条

約

に

かんする

スタ

Ì

ij

ン

の

態

度だけ

ではな

かっ

っ

た

と思

われ

る。

中

ソ

友好

同盟

相

互

援助

の 借款 供与 に カュ んする協定」 の二つの 協定 が 調印 され、 また、 九四 五年 の 中 ソ 条 約

瞕 の 連と中 確 認 満 華 州 民国 (= お 政府 ٧١ 7 とのあいだの友好 ソ 連経 済機 関が 日本人 同盟条約 から取得した財 し の 失効、 モンゴ 産 お ル人 よび在北京 民共 和 国 旧 軍 の 用 独 立保 区建

共 物 同経営されていた中国長春鉄道へ旧東支鉄道と満鉄の幹線をあわせたもの 償 渡 (= カュ る交換 公文 調 お こな われ た。 定 の ソ連権益

の

無

譲

ん

す

の

印

\$

これ

6

の

協

の

調

印

(=

ょ

っ

て、

ま ま も は た大 れ お た 九 そくとも一 場 連につい 五二年 合 は、 末まで て 九 旅 も対日 順 五 二年 に中国 港 を 共 講 末 |に無償 同 和 ま 使用 後に で (= (移譲) 旅 することなどが 双方が協議すること、し 順 港 されること、 からソ 連が 決 撤兵 また、 められ、 Ų カュ 対 施設 Ļ 日 一方、 講 中 を 和の 中 五年 ソ 成立後 国 両 間 国 に移譲すること、 に総 が戦争に 直ちに、 額三 億米 まきこ しか ۴

想 に与えられることに ル 以 の 上 長 期借款(年利一%で一 の 恩 恵 で は な なっ、 カュ っ た。 たと ٧١ し 九五四年以降一〇年間に原料、 えよう。 かし、 こ の ソ 連 内容も毛沢東ら中 は、 東 欧 衛 星 巻 茶、 国 な 側首脳 み 金米ドルで償還) ر ص 兄弟 にとって、 的援助」 決して予 と友好 が 中 玉

関 な ピソ 係 を 規定 連 (= 有 したにすぎな 利 な要 求 を お かったのである。 ح ない、 五〇年三月二七 し かも、 ソ 連 日 (= は、 は 一 方で新彊 モ ス クワで、 にお ける権 当時 の 中 益 一の設定 国 の ソ

色お 連 わ \$ に よび稀 た ٧١ 「新 する従 少金 彊 (= 属 属的 おけ 株 式 る中 な関係を象徴する 会社設立 _ ソ石油 (= 株式 かんする協定」、 会社設立 かのような次の四つの に カュ んする協定」、 「中ソ民間航空株式会社 協定 から 、調印さい 「新 彊 れて にお 設 立 け い (= る。 る カュ 中 んす すな ソ有

中 は、 ょ う る う ソ 協定」、 し で にさえ見 た ソ 中 資 連 ソ が 本を折半するかわりに、 間 東 「ソ連専門家の中国における工作条件にかんする協定」がそれである。 欧に な の 経 Ū て 済関係については、 たい い する る。 一経 「 経 済 済的搾取」 利潤も折半するという名高い合弁会社方式であった。 条 項 たとえば、ハ は 人を驚 を おこな カュ すもの リソ っ た際 が ン あっ に用 • E た。 い ソ た方式 ソ I 連 ル ズベ と同じ は 中国 IJ 三三 I も は、 の 億 であり、 次の ۲, ح ル

< (= は を供与することを約束 比 借 五 款 べても、 年 蕳 で あり、 (= ゎ こ の たる合計で、 完全に返済することになって 額は わず した
(米ドルで表示されたことは奇妙なことである かなものだし、 一年間にすれ ば 融資の わず いた。 かに六千万ドル 条件がきびしすぎる。 米国がアジアの小国に与 であった。 それ こ。し これ えて ば は利子 か りで い カュ る しそれ 援助 あっ は な

てこ い。 の合弁会社では、 石 油 ø 鉱物 採 掘 の 中国 た හ の資源を、 の 中 ソ 合弁 ソ連は 会 社が 新彊 ノー 省 ハ そ ウを提供 の 他 で作 Ļ られることになっ し カュ もソ連は株の五一パ た。 そ

ン ŀ を保有して、 完全に支配した。 つまりスタ ンダ 1 ド石油やシエ ル 石油が、 小さな

セ

植 民 地 '国家とやる取引と大して変らないものであった。」 (前掲、 中 ・ソ戦争

後 第 し の 五条 ていた。 過 程は、)へと改善しようとする中国 て そして、こうした関係を文字通り「平等、互恵」(中ソ友好 中 そのような抗争のプ ゾ 関 係 は、 その 出発 点 口 セ 側 から中国 スという一面 の対スタ の 対 I ゾ 不 リン抗争が をも 信 とそ っ て 潜在 の従 ŀ١ た とい 属 して 的 関係 いたのであり、 わ 同盟相 ね ば への な らな 互援 不 满 を内蔵 助 その 条約 つ

のち、 五二年 ·九月一 五日に、 一中国 長 春 鉄 道の 中 華 人民 共 和国 の移管 [= カュ ん する公告」、

周恩来は再び代表団を率いて訪ソし、

約一

カ月もの交渉の

まり、

九五二年八月一七日、

が できた。 中国旅順 つまり、 港海 軍 根拠地共同使用 長春鉄道について の期限延 は、 約束どおり一 長にかんする交換文」にそれぞれ調印すること 九五二年末までに 「同鉄道 と一切

の 附 属 財 産 の 共 同管 理 (= かんする 全権 利 を 無 償 で 中国 政 府 に引き渡すこと」 が 確 認 され、

そ の れ 移 管 は、 (= カュ 実際 んする最終議 (= 同年 一二月三一日、「ソ連 定書」 がハル ピンで調印され、 政府の中華人民共 翌五三年一月一日の 和国にたいする中国 中ソ 共 長春鉄道 同コミ

ず、 る は (= ュ つ 二 へこの い 中 そ ケで て 国 れ 側 は は、 発表されたが、 ことは、 の 中 ソに すでに 五二年四月、 要請」によってソ連軍の駐屯が延期されるのだとして引き延ばされ 敵 五二年九 対する片面 旅順港海軍基地の共同使用、 月一五日 講和 サン 付 であり、 フラ で周恩 ン 中 来 **V** 外相 ソ ス 両 コ対日講和 からヴ 国と日本 つまり旅順港におけるソ連 シ との 条約 ン ス 講和 牛 は発効し ĺ 外 条約 相 たに (= が発効する 宛 て も られ たの 軍の駐屯 カュ か であ ま わら で

簡 朝 た 鮮 い 以 (= たい する 上の 戦争をめぐる中ソ関係については、 中 ようなスターリン時代の中 玉 側 同日付でヴ外相が回答したというかたちで公表された)。 の 評 価 と対 応ととも Ę ソ関係は、 中 重大なテーマとして別に章を改めて検討 国 の 当時、 強 い 対 ソ不 戦火のただな · 信 をつ のら カュ にあっ せ た もの た朝 بح する予定 思 鮮戦争に われ

であるが、 ソ 連 は 死の商人だ。 去る一九七二年一月、 中国 は朝 鮮戦争に義勇軍を派遣し、 日本 ر ص 総 評 • 中 立労連代 血を流 【表団に して戦 中 国 側 が っ て 初 い めて るとき、 もらした、 ソ

連 は後ろで兵器だけを売った。 兵器の代金を取り、 そのうえ、 利子まで取った。 ソ 連 の軍

に 隊 が は 武器や機械を中国に売りつけた。これは兵器商人のやり口だ。 な この問題について中国側の深刻な反応の一 6 な い _ 毎 日 新 聞 ك 九七二年一月二六日付、 端が明白になってきたといえよう。 安 東 特 派員電 中国は絶対に兵器商人 し と ٧v ・う発言 によ

休 転換をも 戦 こうし \$ ス 夕 実 現 I たらす契機とならざるを得 た経 リンの死による転換を期待し、 L 緯が た翌 あっただけに、 九 五 兀 年 秋 建 なかっ 玉 九五三年三月 五 周 歓迎し 年記 た。 念 中国 12 たものと思 の 当 側 ス は、 夕 時 l の **今** 日 IJ フ ル わ ン れ の の公式な見解とは シ る。 チ 死 3 は、 そして、 フ 中 ソ ソ 関 連 朝鮮戦 係 最 うら に 高 新 ソ はら 争 ピ しい の エ

後の な ح ij な ソ っ 連 中 た 国 の を担う大物代 である。 側 ははじめて、 このときの 表団 の訪 「兄弟的友誼」 中 中 ソの を 実現させ、 北 京 を 味 会談 は、 ことに わったといえよう。 中 はじ 国に とっ めて てきわ 中 ソ 中国 関係 න としても当 の て 大幅 実 b あ な 調整 る 時 も は、 を のと お

ŀ

幹部

会員、ブル

ガーニン

ソ

連閣

僚会議第一副議長、

ミコ

ヤ

ン

同副

議

長らス

9

l

リン

以

新 憲 法 中 華 人民共 和国 憲法 U 制定 直 後 の 政 治的 にもっとも安定して ٧١ 、た時期 であった。

時 そ 北 代 京 れ 連 まで 軍 が で も 印 の 象づ 調印 旅 中ソ間の諸協定は、 順 けら 港 され いからの れ るように ょ う。 撤退も五二年当 なっ ح の そのほとんどがモスクワで調印されて たの 九 五 であり、 匹 時 の 口 年 の 実で 中ソ こうした小さな事 あった中 会談 で は、 ソ 両 次 の 国による対日 実によっ 八 項目 いたのがこのとき以降、 て の 諸 も中 協定 講 ソ 和 関 が の発 成 係 劾 立 の を 新

宣言、 ま ソ 長 こで た 期 ずに、 借 は次のような合意が成立したのである。 ② 日 款 供 与 本 ح ح 問 協定 題 1= 1= 実 お ょ カュ 現 んす び Ļ ソ 連 る共同宣言、 先述 に よる のよ うな 新 た ③ ソ な 一 中 ソ ① 当 連に 合弁 五項目 よる 会社 面 の の 玉 工業企業建設援助 五億二、〇〇〇万ル もここに消滅 際情勢と中ソ関係に することに と五三 I ブ カュ ん な 年 ル す の っ の 協 対 る た。 共同 定 中 1= そ 国

使用 ょ る して 匹 い た 項目の工業企業建設援助の規模拡大にか 中 国 の 旅 順港 海 軍 根 拠 地 か ら撤退すること、 んする議定書、 ならびに、 ④ソ連邦 右 の 根 拠 の 軍 地 を 隊 中 が 華人 共 同

民 共 和 国 会社におけるソ連邦の持株を中華人民共和国 によ る完全な支配下に移管することに つ ۷ì て に引き渡すことについての中ソ の 中 ソ 共同 コ **ミ**ュ = ケ ⑤ 各 共 中 ソ 同

合併

株

式

ウ カュ コ らウ દ ムチ ュニケ、 ラ ン バ ⑥ 科 学 I アルマ・アタ鉄道の建設と連絡運輸についての中ソ共 ŀ iv に至る鉄道の建設と連絡運輸 技 術上の協力協定締結につい の 組織 ての中 についての中ソとモンゴ ソ共同コミュニケ、 同コミュニ ケ、 ⑦蘭州 ル 8 の共 集寧 同

中 15 の カュ コ 围 なりの評価を与えていたものと思われる。 フル こ う 共 産党との 九五六年二月、 ٧ して中国は、 ケ。 チ 3 フ以下の 1 デオ ようやく対ソ自立への第一歩を踏み固めたのであった。 「スター ソ 口 、連首脳 ギ ĺ 論 争 にたいして、毛沢東ら中国首脳 リン批判」 を芽 生えさせて を敢行するとともに、二〇回大会路線 やがてフルシチ ٧١ った。 二〇回大会以 3 は フ時代の お そらく 後の ソ 連 かっ 従って、 中 は周 なり満足 ソ 知の 関 を提起し、 係 よう につ

連 て 共 はすでにあまりにも多くが語られているが、 東訪ソに際しては、 産 党 の 動揺 にた いく しては、 モスクワ会議でイデオロギー上 中国共 産党 は ソ 連共 ともかく五六年の東欧動乱とそれ 産党を支持 |の対立は したのであり、 かなり明白 1= なるが、 五七 1= 年秋 伴う

ソ

の

毛沢

V

(= 信 年 フ も 三 夏 方では中 を ル い の ٧. フ チ だくまでに 面 ル 紅旗政策にふみきり、 3 フ ソ新軍事協定が結ばれ、 シ チ に 3 决 定的 フ訪 は達 中時であり、 な不 して 信を ٧٧ な 社会主義政策のうえでもフ いだくように カュ ったと思 毛沢東はそれに満足するのである。 五八年前半までは、 われる。 な っ たの 五八年夏に は すで フル ル に詳 シ シチョ チョ なると、 しく見たように フと フにたい 毛沢 やはり、 の決定的 東 して決定的不 は、 な対 毛沢東が 围 九 内 立 五 的 は

沢 こ の と突 も 東 は 点 進には、 Þ の 避 自 (= 注目 けられなくなった。 信 (= して、 すでに耐えられなくなってい 満 ち た態 度、 九 五 Þ |八年三月当時の毛沢東 が フル て 五 シチ 八年の 3 フの側でも、 たものと思 大躍 進 のフ 政策 ル われ 五七年秋 シ る。 チ にい 3 のモ ス た フ 評 チ る 価 ュ 中 スクワ会 围 に ア 内政 ፌ I れ ŀ 議に の 急 五 シ 八年夏以 激 ュ お ラ な け る毛 ムも 転 換

降 の 決定的対立と比較してい るが(前掲、 「毛沢 東 の対ソ態度 $\widehat{\wedge}$ 九五 八~六二年

る 五 八年三月二二日、 で ある。 地方の工作同志は、 毛沢東は成都に おける一会議 いずれは中央に出てこなければならない でフル シ チ 3 フに 関 連 してこう述べてい もの であ

て有利 る。 も フ ル と自然の闘争に近く、もっと大衆に近く、こうして地方の同志は中央の同志にくらべ 中央で工作している者はいつかは死亡するか、さもなければ消えてゆくものである。 シ な条件にある。」(「毛主席在成都会議的講和」、 チ 3 フ は地方 から来た人物である。地方では階級闘 未公開文献『毛主席文選 争は中央にくらべて尖鋭であり、 」所収)

か らが ح の 「湖南の田舎者」であった毛沢東の言葉としても注目に値しよう。 毛沢東発言は、 当時 のフル シ チ ョフにたいする毛沢 、東の評価として興味深く、

て、 こ の そのフルシチョフとも決定的に対立してゆくところに中ソ関係の現代的な意味があり、 ように、 ス 夕 | ij ンとは ちが った評価を与えていたフル シチョ フであったが、 やが

ら新 訪問 また、 :指導部とも激しく対立し、彼らを「社会帝国主義者」として糾弾するにいたったとこ に派 フル 遣し、 シ チ ブレジネフ、 『フ失脚に快哉を叫んだはずの中国共産党が、 コスイギンら新指導部との接触を試み ただちに周恩来もモス たが、 まも なく、 クワ

ろに、 それだけに調整の困難な中ソの宿命的な抗争の根深さが潜んでいるものともいえる。

把握 が、 今日 であろう。 で も て は L そ お ф いうまでもなく、 林 カュ れ : 彪事件 なければならない。 ほどまでに が 中 中 ソ関 ソ これらの点は今後の解明をまたねばならない 間 係に深く結びついているとしたら、 は協調 今回の林彪失脚をめぐる一連のナゾはまだ解 不能 なのであり、 こうした現 問題はさらに 実 を ゎ ħ 重大問題である。 わ 深刻 けて れ は 十分に 化する いな

四、フルシチョフの対中軍事要求

結された一九五○年という時点では、 たのであり、 有効性、 初 からきわ ところで、 つまりソ連 めて そのことについては 中ソ友好同盟相互援助条約とその背景が、以上で見たように、 問 題 側がどの程度まで中国を共同防衛する意志があるかを試す必要が の多い、 不安定なもの すで 核戦略と核開発は、 に述べた。 であったからこそ、 しかも、 中 いまだ具体的なプロ ソ友好 中国 同盟 側 として 相 互 援 その成立の当 は グラ この 助 条 約 条 ムとし が あ 約 締 の

(= を 側 明 て つい 見て は、 けの は 対 十分 いよいよ核の自力更生へ邁進していったことについてはすでに述べたが、 てのそ ソ 時 不信をますます固 点におけるテストが必要であったともいえる。そして、このテストによって中国 に想定されてい れ 以降 の中 国 側 めていったのであり、 なかったものと思われるだけに、 の基本的な態度については、 その後の中 一九六三年の · 国が、 九五八年という核時代 中ソ新 陳毅・外交部 軍 事協 こ の 定 の 問題 長発 破 の夜 棄

陳 然なは、 一九六三年九月、 オーストラリアの映画監督ション・ディクソンとの会見で、

言が、

それ

をも

っとも

忠実に

表

明

してい

る。

身の原子兵器の製造を必要だと考えているのか」というション・ディクソンの 中 国に たいする外国 カュ らの防衛についてソ連の保障があるのに、どうして中国 ٧١ カュ は自分自 (= も映

保 画 監 障 督らしいフランクな質問にたいして、次のように答えている。 何 の 価 値 が あ ろう か。 。 も し明日、 われ われ が オ ーストラリアに I オ I ストラリ 第一に、 ア ソ 防衛 連 の

についてわれわれは責任があることを認めるといったところで、あなたがたは何の価 値を

の とする。」 (John たやすい おこうか。 国 によって使われており、 が、 い 何の かなる国 価値もない。 Dixon ₽, 他の国を守るとどうしていえるか。 と の それ故にわれ ソ連の保護も、 九六三年九月三〇日 われもわれ われ われは何の価値もない。 われの防衛 の 会見録、 これらの のために原子兵器を必要 Arthur 約束 原子兵器は他 は Huck, することは

ŋ (= つい か、 こうして中国 て 中 -ソ友好 は一 九六三年 は、 同盟相互援助条約そのものもまっ 核の保障を含むソ の部分核停条約をめぐる中ソ間の応酬によってもさらに明白になっ 連の軍 事的保障にま たく信頼 し っ なく たく なっ 信を たのであり、 お ታ> なくなっ たば この点 カュ

Security of

China, 1970

邦訳『

中国の安全保障』よりの引用)

て

い

った。

の 九五八年夏 討 ところで、 議 が おこなわれたと推測しなければならない。 の会談では、 先のフルシチョフ首相、マリノフスキー国防相 当然、 台湾海峡の 危機にたいする対処の方法について、 この点につき、 (元帥) すでに西側の一 と中国 側首脳との なん 部 の観 らか

中 測 筋 国 に供 は、 ソ 連 中 与 国 してもよいこと、 何は、 軍はその管轄下に入ること、 ソ連製のミサイルと核がソ連の指揮管理下 その代償としてソ連将校を最高指令とする共同作戦司令部を などを要求したと推測していたことも、今日で にお かれるなら、 これらを

は知られてい

棄 にい ように、 たる過程には、 九五八年の これまで明らかにされた諸事 中 ソ関係の対立化の時期および翌五九年の中ソ新軍事協定破 実以外に も な お多 くの隠さ れ た 深 刻 な

ょ 日 事 友好 って 実が ある 協会の関係者 ф 確 もの 認された。 と 思 が われていたのだが、それらの事実の大半は、 こ の 中国 事 訪 問中 実の暴露は、 の わ が 玉 やがて中国側 の 総 評 • 中 立 一労連代表団に語 の公式文書の 去る一九七二年一月、 な かにも登場 った非 公開 談話に ゔするで 中

あろうが、 中 国 側 の 今回 の 暴露 事 項のうち、 ここに関連する部分は次のとお りである。

九五八年当時、 マリノフスキー・ツ 連国 防 相 は、 中 国 (= 軍 事 電)波体制 を共同でつく

ろうと提案し

た。

ソ連が

七〇パーセ

ソト出資、

中国側が三〇パーセ

ント

出資

し共同所有

-28-

(= するというもので、 あるべきだ」と主 中国 張 した。 はこれにたいして、 ソ 連 はあくまで共同出資を主張したが、 「中国領土に設置する以上、 これ は明 所 有権 6 カュ は中 に中 围

国

の主

権侵害であり、

中国

は断

わ

った。

ソ 連

は

中国

が

断わ

っ

たことをの

の

た。

えた。 求 助 ラをやる」 ソ 連 は してきた。 求 中国 める は一九五八年に中 と答えた。 は「中国 が、 五八年夏、 なぜそん の海 軍 な共 フル 隊 域は中国が守る。 ソの連合艦隊を作ろうと中国に提案した。 の 共 シチ 同出資ま 同 所 ョ フ 首 有などありえな でして 相が中国に来て直接提案したが、 共 作 同艦隊を作るくらいなら、 らね ر درا ばならないの か、 これも共 理 山に登って 解 中国 (= 苦 同 は技 し 出資を要 せ ゲリ 術援

(前掲、『毎日新聞』一九七二年一月二六日)

人 はり文化大革命の過程で入手し得た未公開文献を注意深く研究していれば、 代 もとより、 表 (= 明 6 こうした重大な事 かっ (= した のは、 今回 実について、 が初 めてであるが、 中国 側 が こうし 非公式会見にお た 事 実 の 輪 いてでは 郭 につ まったく知り あれ、 い て は、 外国 ø

得ないことでは なかった。 先の『毛主席対彭、 張、 周反党集団的批判 」 の なかの十中 · 全会

(= おける毛沢東講話では、次のように述べられている。

いして語られることが少なかったが、それは修正主義がやって来て、われわれを圧迫し、 「この間、一九六〇年の一時期、こうした問題 <党内の誤りの問題 1 引用者>にた フルシ チ 3

封鎖しよりとした。フルシチョフがわが国にやってきたのは、この問題のためであった。」 フに反対することに注意が向けられたからであった。一九五八年後半からはじまって、フルシチョ フは中国 海岸を封鎖 ڔ われわれの国家に共同艦隊をつくって沿岸を統制しようとし、 われ われを

へ「在 八届十中全会上的講話」、 前揭、 『毛主席対彭、黄、 張、 周反党集団的 批判

九六七年一一月に出版した小冊子『打倒大陰謀家、大野心家、 また、 文化大革命の渦中でもっとも有力であっ た紅衛兵集団 ・清華 大軍閥彭徳懐 大学井岡 (彰 山兵団が 徳懐材料

彙編 ے によると、一 九五八年の彭 徳懐の罪状として次のように述べ られてい る。

「国賊・彭は外国と密通した。この年へ一九五八年 1 引用者>にフルシチョフの

彼らの グ野 ゲ 連 郊は招 野 合行 陰謀は毛主席によってたちまち一突に見破られ、 郎 が 動 逃げ ے かれもしないのに突然中国へやってきて、 と 帰 カュ い っ うもの たあと、 を提 毛主 起 し 席 た。 は金門砲撃 このときも国賊 を命じた。 われ 追い • これ 彭 われを支配しようと妄想し、 かえされた。 は はソ 多く 連修 の策 動 正主 フル を 義 ぉ (= ح シ チ た な い 3 っ する フの

察 大重 すると称 要軍 ·事行動 i た。 」(「大陰謀家、 を自ら親しく指揮したので、 大野 心家、 大軍 国賊 閥 ・彭はこっそりと忍びこんでこれ 彭 徳 懐罪悪史」、 丁 望 主 編 中 を視 共 文

有力

な回答であっ

たが、

国賊・彭はこれにたいしてすこぶる不満であっ

た。

毛主

席は

この

化 く (= 大革命資料彙編』第三巻<彭徳懐問題専輯>、 ح の彭 金門島砲撃の意味するものがなんであっ 徳懐罪状 の な かに語ら れて い る 事 実 たの は、 香港、 台湾海峡 かをありあり 明報月刊社、 の 危機をめぐる中 と示している。 九六 ソ 九年、 の 九 五 角 逐、 所収) 八年 ع

わ ħ る中国 側の戦闘的な金門島砲撃には、 すでに、 ソ連にたいする中国 側 の煮えたぎるよ

八月二三日以来、

一〇月六日の砲撃一

時停止

にい

たるまで、一

平

均

一万発

に及

んだとい

の うな不信感と、 ようにこめられて この砲撃によってソ連側を最後的にテストしようとする二重の意図が執念 いたのであった。 また、 総路線、 大躍 進、人民公社という毛沢東の

「三面紅旗」.政策へのまっこうからの反対とも関連した彭 徳懐の毛沢東批 判 の 意 味 とそ の

談話 背景 の 中 も明 ソ とともに、 削 6 の軍 かであり、 事上の抗 たとえば、 |争(ソ連は中国に核兵器を提供する代償として、 この点では、 マ I カ ム • 右の罪状暴露は、 マ ッ 丰 ン ŀ ッ シ 今回の日本総評 ュ が すでに推 測 し ワル て 中 ٧١ 立労連代表 たー シ ャ 九五 ワ 条約極 八年 への

東版 含む各種基地の提供、 のよう な要求をつきつけ、 これらのソ連管理を求めた。 対空警報施設の設置、 当時、 飛行 彭 場使用権、 徳 懐 国 防部 長 は、 これ 5 の

連 側 要 水を受諾するよう水めたというもの。 マ I カム・ マ ッ キ ント ッシュ「中 ソ紛争 の軍

事 的 側面」 Bulletin о **н** the Atomic Scientiata, October 1965.)にかんす

る 推 測 をほ ぼ完全に裏付けるものである。

ミサイル、

潜水艦を

五、中国の新たな暴露の意味

米 囷 た ュ 中 人 るまで、 で 独 代表 立という経緯を経て、 接 は最後に、 触 を にあえて暴露 直 アメリ 一前 以上のような衝撃的な中ソ関係の内幕をなぜ今日の (= カ して 撤 したの 退後 の 反 ソ宣伝 の 1 ア ン かを考える ッ ۴ アの と 亜大陸、 対 ソ 空白を埋めようと軍 なら、 牽 イン 制 であ その ド洋から東南アジアさらには台湾海峡 ううう。 理 由 は、 さらに、 事 的 明ら 外 印 カュ 交的 にニ 時点で中国 パ 戦 ク (= 争、 進 ソ バ ン 出 |側が訪 訪 の ン 著 グ 中 ラ し (= 中外 にい い デ ょ ソ る シ

連 た などを今日 い (= たい して の簪戒と牽制 対 外 そし 的 に暴 てまた、 露 の意味が含まれていることはいうまでもない。 l た グ ح 口 とは、 ム 1 コ 来 訪 る米 日による日ソ 中 接近 の 関係 将 来 の新見 の 過 程 展開を試みつ で ア とくに メ IJ カ 軍 連合艦隊 つ あ の るソ 台 湾 問 連 海 峡 (= 題

警戒警報としての意味さえもつのではなかろうか。 とも かく、 今回の暴露によって、 九 お

ょ

び台湾本島

からの

撤退を中国側がすでに読

み込み、

この間隙をソ連が

埋めることへの

五八年夏 の フル シチョフ首相、 マリノフスキー国防相訪中時の中ソ交渉の内幕 ば、 ほぼ全

面 的 (= 確認されたと見なければならない。 中ソ関係の深刻な内容の中心に、 核を含 む軍 事

問題がこのようなかたちで存在していたことを考えるとき、

われ

われははじめ

て 問 題 の 核 心を把握することができるのである。

安全保障

なお、 今回の 暴露のなかで、 中国 一側は、 再び中ソ新軍事協定破棄問題にも言及し、

は、 中ソ間の原子力協定の破棄である。そして、ソ連は一方的に協 定の 破棄を中 玉 (= 通 九

五

九年

ت

フ

ル

シ

チ 3

フは

アイゼ

ン

ハワー

に二つの手みやげを持っていっ

してきた。 そのあげく二つの国の核独裁、 核恐かつを図った。 フル シチョフは、 そのとき、

「二人で一つのズボンをはくような中国に、 原爆 はぜいたくだ」 といった。 ……」と述べ

ている(前掲、 『毎日新聞) °

これらの 暴 露 にた い Ų ソ連 側 は V ニクソンを迎えるために、 まだ沈黙を守っているが、 中 皮肉な見方をすれば、 · ソ 間 の 軍事機密を一方的

中国

はアメリ

カ帝国主義

の頭目・

た。そのひとつ

もしれない。 中ソ関係の将来は、 まさにグローバルな政治的影響力をもつといえるのであ

に公開し、これをニクソンへの手みやげとして事前に差し出した」ということができるか